

静岡県山岳連盟規約

第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 本連盟は静岡県山岳連盟と称し、略称を岳連と言ひ、その事務局を静岡市内に置く。

第 2 章 組 織

第 2 条 本連盟は静岡県内にある登山団体及び個人で、本連盟の趣旨に賛同するものを以って組織する。

第 3 章 趣 旨

第 3 条 県民体育の向上とスポーツ精神養成のため、山岳に関する研究・知識の普及および、健全なる登山の発展と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 章 事 業

第 4 条 本連盟は第 3 条の趣旨を達成するため、次の事業を行う。

- 1, 国民体育大会の山岳部門に関すること
- 2, しずおかスポーツフェスティバルの登山部門に関すること
- 3, 公益社団法人日本山岳協会に関すること
- 4, 登山者への啓蒙および登山技術の指導・研究に関すること
- 5, 公的機関および諸団体との連絡調整、資料の収集に関すること
- 6, 機関紙その他必要な出版印刷物の発行に関すること
- 7, 山岳遭難の予防およびその対策に関すること
- 8, その他本連盟の趣旨達成に必要な事項

第 5 章 役 員

第 5 条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名以内、理事長 1 名、副理事長 2 名以内、常任理事若干名、理事（第 6 条による）、監事 2 名

第 6 条 本連盟の加盟団体は 1 名の理事を選出する。ただし、高体連・中体連登山部は各 3 名の理事を選出する。

- 2, 前項に定めるほか会長が理事会の議を経て、若干名の理事を委嘱することができる。この理事も理事会に出席し議決権を行使する。

第 7 条 会長は理事会で推挙し、総会において決定する。

第 8 条 副会長は会長が推挙し、理事長、副理事長、常任理事、監事は理事会で推挙し総会において決定する。

第 9 条 会長は本連盟を代表し会務を総理する。必要に応じ副会長・理事長に代行を命ずることができる。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事長は理事会、常任理事会を運営して会務を処理する。会長、副会長に事故あるときは理事長がその職務を代行する。

第12条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 常任理事は理事長を補佐し常務の執行にあたる。

第14条 理事は会務の執行にあたる。

第15条 名誉会長、顧問、相談役は、理事会の議を経て、学識経験者、斯道功労者の中より会長が推戴し、委嘱することができる。

2、名誉会長、顧問、相談役は、本連盟の最高諮問機関として、重要事項の諮問に応ずる。

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合には規約により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第17条 会議は総会、理事会、常任理事会とする。

第18条 総会は年度はじめに開き、所属団体の過半数の出席によって成立し、連盟の重要事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2、総会は本連盟所属団体の会員により行うが、議決権は各団体1名とする。

第19条 総会の議決を経なければならない事項は次のとおりとする。

- 1、前年度の事業報告および決算報告
- 2、新年度の事業計画および予算
- 3、役員の選出および推挙、ただし、役員に欠員が生じた場合の補充は理事会で行うことができる。
- 4、規約の改正
- 5、その他の重要事項

第20条 常任理事会および理事会は総会に於いて委任された事項および会務執行に関する事項を審議する。

2、常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・高体連理事・中体連理事・会長指名の理事・監事で構成する。

第21条 会議は必要に応じ会長が召集する。

第22条 会議は議案を明示し、総会は招集日を含めて10日前までに、理事会・常任理事会は5日前までに通知しなければならない。ただし、止むを得ない場合は期間を短縮することができる。

第23条 会議は出席者の過半数を以って決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。

第7章 専門委員会および事務局

第24条 本連盟の趣旨達成のため専門委員会を設置することができる。専門委員会の規程は別に定める。

第25条 本連盟の事務を処理するため事務局を設ける。事務局に関する規程は別に定める。

第8章 会計

第26条 本連盟の経費は、加盟団体の分担金及び個人会員の会費、事業収入、寄付金、その他の収入を以って当てる。

第27条 本連盟の加盟金は 30,000円とし、分担金は年額15,000円とする。ただし、高体連、中体連山岳部及び個人会員は別に定める。

第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第29条 会計は毎年監事が監査する。

第9章 連盟への加盟および脱退

第30条 本連盟への加盟および脱退は所定の手続きを経て加盟し、脱退するものとする。

第31条 本連盟の趣旨に違反する行為のあった団体及び個人会員は、理事会の議を経て除名することができる。

第10章 規約の改廃

第32条 本規約の改廃は総会に付議し、出席団体の3分の2以上の同意を得なければならない。

昭和45年6月28日改正

昭和57年6月13日改正

昭和63年7月 3日改正

平成 6年6月27日改正

平成 8年5月19日改正

平成17年5月29日改正

平成20年5月17日改正

平成27年5月 9日改正